

戸崎公園の管理に関する年度協定書（案）

上尾市（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日に、戸崎公園（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した戸崎公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第53条の規定に基づき、令和●年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の各年度の内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

（業務の内容）

第3条 甲及び乙は、前条の年度協定の期間中の管理業務の内容は、事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料および支払い等に関する事項）

第4条 甲は、基本協定第34条第1項で定める上限額のうち、令和●年度の指定管理料として、金●●●●●●●●円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、前項に定める指定管理料について、次の表のとおり甲に対し、請求するものとする。

期別	支払額
第1四半期 ●月	金●●●●●●●●円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第2四半期 ●月	金●●●●●●●●円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第3四半期 ●月	金●●●●●●●●円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第4四半期 ●月	金●●●●●●●●円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 甲は、前項の請求があったときは、速やかに乙の指定する口座に支払うものとする。

- 4 乙は、年度の事業報告書提出時に、当該年度の業務を完了した旨の通知を甲に提出しなければならない。また、乙は、上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱（令和3年10月26日市長決裁）に基づき、労働環境確認書及び支払賃金報告書を甲に提出しなければならない。
- 5 各年度末において、乙は基本協定書 別表1「指定管理料精算表」に基づき精算を実施し、精算により確定した額を甲に返納するものとする。なお、精算額が負の額となる場合であっても、甲は乙に対し、不足額の補填を行わないものとする。また、乙の責めに帰することのできない事由や不可抗力事由が発生した場合は、甲は、乙と協議のうえ、精算額の全部又は一部を免除することができる。
- 6 乙は、災害その他の特別な理由により、管理業務の実施に要する費用が第1項に規定する令和●年度の指定管理料の額を超えることが明らかな場合においては、甲に当該指定管理料に関する協議を申し込むことができる。

（目標利用者数）

第5条 基本協定書第8条第3項の定めによる令和●年度における本施設の目標利用者数は以下のとおりとする。

パークゴルフ場 ●人

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和●年4月1日

上尾市本町三丁目1番1号

甲 上尾市

上尾市長 畠山 稔

●● (住所)

乙 ●● (団体名)

●● (肩書) ●● (代表者名)